



領収書・調剤証明書・検査結果等、診断を判別できるものの写しの添付箇所

※この部分に写しを糊付けしてください。

※書類の糊付け方向の縦横は問いません。

〈 参 考 〉

インフルエンザの出席停止期間について

インフルエンザによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

※1

発熱中× 解熱▲ 登校可能●

発熱期間	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
2日間	×	×	▲	▲	▲	▲	●	●
3日間	×	×	×	▲	▲	▲	●	●
4日間	×	×	×	×	▲	▲	●	●
5日間	×	×	×	×	×	▲	▲	●

※2

※1 発症翌日を1日目と数えます。「発症」とは、発熱を目安としています。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校出来ません。

◆ただし、この出席停止期間は学校保健安全法第19条で定められた基準であり、病状によって学校医や主治医が感染の恐れが無いと認めた場合は、この限りではありません。